



# 不法投棄は犯罪です

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という言葉をご存じですか

日常生活の中では必ず廃棄物(ごみ)が出てしまいます。普段、私たちは決められた日に指定ごみ袋でゴミステーションに出し、資源物は水曜日にまとめて出して、快適な住環境を維持しています。一方で、道路わきにペットボトルやタバコの吸殻などのごみが落ちていたりのが散見されます。廃棄物処理法の第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されていて、違反し

「ごみの散乱防止などに関するポスター及び標語の募集」標語の紹介

佳作「誰かがね 拾っているよ」

君の「ミ」 栗山中3年 冬野 花歩さん



栗山学び隊 / 栗山高校

Vol. 73

介護福祉学校と栗山高校を隔月で取材! 地域とつくる、未来の栗高フェス

## 栗山高校生徒会役員

すずき 権斗さん (2年) | いながき 結夢さん (3年) | なかがわ 沙弥香さん (3年)



祭で、初めて地元企業と連携した企画が好評だったので、今年もつと規模を大きくしたいと話したのは、生徒会長の中川沙弥香さん。「企業・団体や地域の方には、ステージ発表やそれぞ

### 昨年の地域連携がきっかけに

町内外の企業・団体や地域の方と連携し、栗山高校の魅力を広く知ってもらえるような学校祭を開催しようと、同校生徒会が精力的に取り組んでいます。開催日の7月4日・5日まであと1カ月と少し。生徒会役員に意気込みを取材しました。



副会長の稲垣結夢さんは、生徒会活動1年目。去年までの学校祭はブースが少なかったため、すぐに回わり終わっていたそうです。「今年

### 栗高でしかできない体験を

ブースを担当します。自分の趣味を思わぬ形で活かすことができるのは、とてもうれしいです。目標は来場者400人。たくさんの人に来てほしいです」と、強い熱意を伝えてくれました。

### 新しい企画への挑戦



生徒会顧問の清水瑛樹先生は、「道内の高校で学校祭を地域と連携して行っているところはほとんどありません。今年の生徒会役員は、自ら行動する力があり、3年生が2年生を引っ張っています。固定概念のない自由な発想で、新企画に挑んでほしいです」と、学校祭の成功に期待を込めます。

### まちのビッグイベントに



栗山秋まつりに負けないくらいのビッグイベントにしたいと話するのは、2年生で副会長を務める鈴木権斗さん。「学校祭では、自分の好きなスケートボードとけん玉の

それは、生徒会長の中川沙弥香さん。「企業・団体や地域の方には、ステージ発表やそれぞ

副会長を務める鈴木権斗さん。「学校祭では、自分の好きなスケートボードとけん玉の



学校祭の情報は、栗山高校のホームページで随時お知らせします。

た場合は罰則も定められています。バス停にペットボトルを置いたままにする、橋の下にごみ袋を捨てる、他人の敷地に古タイヤを捨てる、食べ終わったコンビニ弁当を袋に入れて道路わきに捨てる。このような行為は捨てていい「正当な理由がない」ので「不法投棄」とされ、全て法律違反です。他の町内会のごみステーションにごみ袋を入れるのも、自分が捨てていい「正当な理由がない」ので不法投棄となります。

焼却炉や地面で、ものを燃やすことで、ドラム缶、素掘りの穴などで燃やす場合も含まれます。野焼きはダイオキシン類などの有害物質を発生させるほか、悪臭・煙害・火災など地域住民の方々に迷惑をかける行為です。野焼き行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止され、これに違反した場合、「5年以下の拘禁若しくは1000万円以下の罰金のいずれか、または両方」が科せられます。

【例】稲わらなどの焼却、焼き畑、病害虫予防(畔シートや肥料袋などの資材や剪定枝の焼却は認められています) ・その他、焚き火などの軽微なもの

【例】キャンプファイヤー、暖をとるための焚き火(紙類・ビニール類などを燃やすことは認められていません) 火災の煙との混同を防ぐために事前に消防署への届出が必要です。詳しくは消防署消防2課(☎0150)にお問い合わせください。

もし私有地内にごみが捨てられたら 私有地にごみが捨てられていた場合は当然、不法投棄をした者が処分すべきですが、相手が特定できない場合、土地の所有者が処分をしなくてはなりません。不法投棄を予防するためには、近づいたら光るライトをつける、防犯カメラをつける(ダミーでも)、こまめに草刈りをし、見通しをよくするなどです。

認められている「焼却」もあります 風俗習慣上または宗教上や農業、林業などの病害虫予防のための焼却は例外的に認められています。その場合も周囲の状況や天候(風や乾燥)に注意しなければなりません。

◎例外的に認められる場合

- 公共機関が施設管理を行うために必要な焼却
- 【例】河川や道路わきの草木などの焼却
- 災害時や予防訓練、復旧に必要な焼却
- 【例】災害時に暖をとること、火災訓練・防災訓練での焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事に必要な焼却
- 【例】門松・しめ縄などの焼却(どんど焼き) など
- 農林業を営むためにやむを得ない焼却

環境にちょっと良いことを見つけてもっと豊かな暮らしに6月は環境月間です

6月5日は「環境の日」です。昭和47年にスウェーデンで開催された「国連人間環境会議」を記念して国連が「世界環境デー」として定めたことに由来します。



環境月間HP (環境省HP内)